改正後

附　則

（特定口座年間取引報告書等の申告書への添付等）

第十七条　法第四十五条の二第一項若しくは第三百十七条の二第一項の申告書又は法第四十五条の二第三項若しくは第三百十七条の二第三項の申告書（法附則第三十五条の二の六第八項若しくは第十八項又は法附則第三十五条の三第八項若しくは第十八項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）に政令附則第十八条の二第二項又は第六項に規定する明細書を添付すべき道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、当該申告書にこれらの明細書と併せて租税特別措置法施行令第二十五条の十の十第二項に規定する特定口座年間取引報告書若しくはその写し又は当該特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を記録した所得税法施行令第二百六十二条第二項に規定する電子証明書等に係る同条第一項に規定する電磁的記録印刷書面（以下この条において「特定口座年間取引報告書等」という。）（二以上の法附則第三十五条の二の四第一項に規定する特定口座（前年において租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項の規定の適用があるものを除く。以下この項において「特定口座」という。）を有する場合には、当該二以上の特定口座に係る特定口座年間取引報告書等及びこれらの合計表（政令附則第十八条の四第四項に規定する合計表をいう。）の添付をする場合には、当該明細書には、附則第十五条第一項の規定にかかわらず、当該添付をする特定口座年間取引報告書等に記載がされた上場株式等（法附則第三十五条の二の四第一項に規定する上場株式等をいう。）に係るこれらの規定による記載は、要しない。

［2　略］

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第二十条［略］

［2・3　略］

4　政令附則第十八条の六第一項第八号又は第十七項第八号に規定する総務省令で定める契約は、特定中小会社との間で締結する特定株式に係る投資に関する条件を定めた契約で中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第五条第二項第三号ニに規定する投資に関する契約に該当するものとする。

［5～8　略］

第三号様式別表裏面（第二条関係）

［様式　別紙二　挿入］

第五号の四様式表面（第二条関係）

［様式　別紙四　挿入］

第五号の五様式（第二条関係）

［様式　別紙六　挿入］

第五号の十三様式（第二条の二関係）

［様式　別紙八　挿入］

第五十三号様式（附則第二十条関係）

［様式　別紙十　挿入］

第五十四号様式（附則第二十条関係）

［様式　別紙十二　挿入］

備考　表中及び表中に挿入される別紙の［　］の記載は注記である。

改正前

附　則

（特定口座年間取引報告書等の申告書への添付等）

第十七条　法第四十五条の二第一項若しくは第三百十七条の二第一項の申告書又は法第四十五条の二第三項若しくは第三百十七条の二第三項の申告書（法附則第三十五条の二の六第八項若しくは第十八項又は法附則第三十五条の三第八項若しくは第十八項において準用する法第四十五条の二第四項又は第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）に政令附則第十八条の二第二項又は第六項に規定する明細書を添付すべき道府県民税及び市町村民税の納税義務者は、当該申告書にこれらの明細書と併せて租税特別措置法施行令第二十五条の十の十第二項に規定する特定口座年間取引報告書又はその写し（以下この条において「特定口座年間取引報告書等」という。）（二以上の法附則第三十五条の二の四第一項に規定する特定口座（前年において租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項の規定の適用があるものを除く。以下この項において「特定口座」という。）を有する場合には、当該二以上の特定口座に係る特定口座年間取引報告書等及びこれらの特定口座年間取引報告書等の政令附則第十八条の四第四項に規定する合計表）の添付をする場合には、当該明細書には、附則第十五条第一項の規定にかかわらず、当該添付をする特定口座年間取引報告書等に記載がされた上場株式等（法附則第三十五条の二の四第一項に規定する上場株式等をいう。）に係るこれらの規定による記載は、要しない。

［2　同上］

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第二十条［同上］

［2・3　同上］

4　政令附則第十八条の六第一項第八号又は第十七項第八号に規定する総務省令で定める契約は、特定中小会社との間で締結する特定株式に係る投資に関する条件を定めた契約で中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第五条第二項第三号ニに規定する投資に関する契約に該当するものとする。

［5～8　同上］

第三号様式別表裏面（第二条関係）

［様式　別紙一　挿入］

第五号の四様式表面（第二条関係）

［様式　別紙三　挿入］

第五号の五様式（第二条関係）

［様式　別紙五　挿入］

第五号の十三様式（第二条の二関係）

［様式　別紙七　挿入］

第五十三号様式（附則第二十条関係）

［様式　別紙九　挿入］

第五十四号様式（附則第十五条の二関係）

［様式　別紙十一　挿入］

附　則

この省令は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、附則第十七条第一項の改正規定は、平成三十二年一月一日から施行する。